

大阪府特定販売事業者表彰実施要領（案）

（目的）

第1条 この要領は大阪府気候変動対策事業活動表彰制度要綱（以下「要綱」という。）要綱第6条第2項第3号に規定する特別賞の審査に必要な事項を定める。

（表彰制度の名称）

第2条 この特別賞の名称は、ZEV 普及ディーラー賞（仮称）とする。

（定義）

第3条 この要領における用語の意義は、大阪府気候変動対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）の規定による。

（審査の基準等）

第4条 要綱第8条第2項に規定する特別賞の決定にかかる審査基準及び審査の方法は次の各号に掲げるものとする。

- 一 条例第37条第1項に規定する電動車普及実績報告書の届出がされていること。
- 二 電動車の普及の促進のために行った取組みについて、別表に定める審査項目の実施状況を確認し、他の事業者等の模範となる優れた取組みであると認められること。ただし、条例施行規則第55条に規定する自動車に限る。

（その他）

第5条 この要領に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 審 査 項 目 | 基 準 |
|----------|--|
| 推進体制構築 | <p>電動車の普及の推進体制の整備や人材育成等を行っていること。さらに、その取組が様々な事業者と連携されている、または持続可能な仕組みを確立していること。</p> |
| 体験機会の創出 | <p>府民や事業者に対し電動車の理解の促進に資する乗車や給電機能等の体験機会を提供していること。さらに、その取組について、他者の事業場等での実施により多くの体験機会を創出している、または体験内容の創意工夫が行われていること。</p> |
| 充電設備等の整備 | <p>府民や事業者が電気自動車等を充電するための設備の整備その他の電気自動車等を利用しやすい環境の整備の取組を行っていること。さらに、その取組について、多くの事業場で実施していること。</p> |
| 情報発信 | <p>府民や事業者に対し気候変動対策や自動車環境情報等に関する情報を提供していること。さらに、その取組について、他者・との連携により実施されている、または内容の創意工夫が行われていること。</p> |
| 特色ある取組 | <p>従来取組にはないアプローチによる電動車普及の取組や関連製品・技術の実証・普及促進に関する取組、脱炭素に資する内容等を行っていること。</p> |